資料１

豊島区立男女平等推進センター運営委員会設置要綱

（平成４年９月 25 日総務部長決定）
制定　平成４年９月 25 日
改正　平成 22 年４月１日
改正　平成 24 年10月１日
改正　平成 26 年10月１日
改正　平成 29 年10月１日

（設　置）
第１条　豊島区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）の運営に利用者の意見を反映させるため、豊島区立男女平等推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
(1)　センターの各事業の運営に関すること。
(2)　研修室の運営に関すること。
(3)　情報コーナー、交流コーナーの運営に関すること。
(4)　ワーク室の運営に関すること。
(5)　その他、前号に掲げる以外のセンターの運営に関すること。

（構　成）
第３条　委員会は、委員 12 人以内を持って構成する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が依頼又は指名する。
(1)　センター登録団体関係者
(2)　公募による一般区民
(3)　豊島区立男女平等推進センター所長

（委員の任期）
第４条　委員の任期は３年とし、継続しての再任は原則として行なわない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）
第５条　委員会に委員長を置く。

2　委員長は、委員の互選によって定める。
3　委員長は委員を代表し、会務を総理する。
4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）
第6条　委員会は委員長が招集する。
2　委員長は特に必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（庶　務）
第7条　委員会の庶務は、豊島区立男女平等推進センターにおいて処理する。

附　則
この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
附　則
1　この要綱は平成22年4月1日から施行する。
2　この要綱は、豊島区事案の決定に関する規定（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、総務部長の決定区分とする。

附　則
1　この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
2　在任委員の任期は就任から起算し3年とする。

附　則
1　この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成29年10月1日から施行する。